

平成 20 年 1 月 7 日

総務省 総合通信基盤局
電波部 移動通信課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番
1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょう とりしまり やくしゃちょうけん しーいーおー そん
代表 取締役 社長兼 CEO 孫
まさよし
正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「無線設備規則第 14 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき総務大臣が別に定める告示の一部改正に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社



別紙

意見書

携帯無線通信を行う陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備については人体頭部における比吸収率の適用が除外されますが、これは電波法施行規則第二十一条の三（電波の強度に対する安全施設）より、電波防護指針が規定されているため、携帯無線通信を行う陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備について、無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理とした本改正案に賛同いたします。

以上